

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	佐伯港土地5,400㎡賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 溝江 孝雄 大分県別府市石垣東10-3-15
契約締結日	令和5年7月12日
契約の相手方の氏名及び住所	大分県佐伯土木事務所 佐伯市長島町1丁目2番1号
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	3,090,100円
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	3,090,100円
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、令和5年度佐伯港（女島地区）岸壁（-10m）（改良）上部工撤去工事に必要な土地を借り上げるものである。当該工事を実施するためには土地が必要であるが、近隣地域の土地を探したところ、本工事を円滑に遂行できる土地は、佐伯市佐伯港に大分県佐伯土木事務所が所有する土地以外に無い。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき、大分県佐伯土木事務所と随意契約するものである。</p>
備考	